

自家用給油取扱所の違反是正の取組み

三条市消防本部警防課危険物係 消防司令補 五十嵐康成

はじめに

三条市は、新潟県のほぼ中央に位置し、全国的に「金物のまち三条」として知られ、さまざまな金属加工業をベースとし、「伝統の技」と「先端技術」が融合した地場産業がしっかりと根付いているまちです。

自然豊かな約430km²のまちには、10万3,000人の市民が暮らしています。また、信濃川の豊かな水と肥沃な越後平野の恵みを受けて農業も盛んなところです。

米どころ新潟を代表する米はもとより、なし、ぶどうなどの果物もとてもおいしく、これらを使った地酒やお菓子、特産品も数多くあります。

上越新幹線で東京駅からわずか2時間、高速道路も関東、北陸、東北方面とつながっており、アクセスも抜群によく、この好立地を活かし、市を挙げて観光にもチカラをいれています。

特に、市内中心部から車で40分ほどの下田地

区は、豊かな自然に恵まれ、景勝地八木ヶ鼻(やぎがはな)周辺には温泉施設もあり、雄大な大自然の中でトレッキングやカヌーが盛んに行われています。

また、美味しい地酒と大地の恵みを堪能しながら、「癒し」を体験できる素晴らしいところです。

このような観光資源のほか、70年以上の歴史をもつ「さんじょうカレーラーメン」をメニューとして提供している店が、市内で70店を超え、「カレーラーメン王国のまち三条」として全国へ積極的に情報発信しています。

消防本部の予防体制について

三条市消防本部は、職員数152名、1本部1署2分署3分遣所で組織されています。

当消防本部の予防体制は、警防課に予防係、巡察指導係、危険物係、警防係の4係を配置し、課長以下9名体制で消防同意、消防用設備等検査、立入検査、訓練指導、火災調査及び危険物の許認可に係るもののほか、新潟県からの権限移譲事務により火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等に関する事務を行っています。

違反是正の取組みについては、平成13年に発生した新宿歌舞伎町の火災以来、当消防本部でも違反是正研修会等への参加によって、職員の意識も違反処理の必要性を高く認識しています。

とはいえ、現実には行政指導を根気強く繰り返し、関係者に火災予防並びに法令順守を促しながら違反の是正を行っているのが現状です。

今回紹介するのは、自家用給油取扱所に多数あった違反を是正させた事例です。

本来であれば、命令等の違反処理を行うべき事



「越後三条の鍛冶^{かじ}」として知られる大工道具類



例ではありますが、命令には強い強制力があり、その行使に当たっては、相手側の受ける社会的制裁は強いものがあるため、瑕疵が生じないように十分注意しなければなりません。

是正までに1年以上の期間を要しましたが、継続的な行政指導により違反を是正させることができました。

(1)施設の概要

製造所等の区分：自家用給油取扱所（鋼鉄製一重殻中仕切地下貯蔵タンク1基）

許可品名・数量：第四類 第1石油類 ガソリン
2,880ℓ
第四類 第2石油類 軽油
6,720ℓ

許可倍数：21.12倍

設置許可：昭和51年6月3日

完成検査：昭和51年7月14日

(2)違反事項の経緯

平成21年6月4日、三条市内のA社の自家用給油取扱所に対して立入検査を実施した際、構造設備の基準適合違反等多数の違反が判明した。

立入検査結果について6月9日、履行期限を6月30日と定めて通知し、改修計画書の提出をA社に指示したが期限内に回答は得られなかった。

改修計画書の提出を促すためA社に行き、現地の改善状況を確認したが、改善は確認できなかった。

同社役員に対して、改修計画書を7月7日までに提出するように口頭で指示したが回答は得られなかった。

平成21年7月8日、報告期限になっても報告書が提出されず、A社に電話連絡をしても役員等は不在の1点張りで見進が見られなかった。

同日、電話対応した女子事務員に立会いを求め、

❌ 違反是正



自家給の全景(平成21年7月実況見分時)



点検の未実施、消火器不適合、地盤面の舗装、敷地外への流出防止措置なし、などの違反事実を再度確認(平成21年7月実況見分時)

違反事実認定のための実況見分を行い、再度改修計画書の提出を指示する。

立会いした女子事務員に対して、「貴社の自家用給油取扱所の違反事実を確定させるための実況見分であり、今後はこの事実に基づき強く対応する可能性がある」と伝えた。

平成21年7月16日、FAXにて改修計画書が送付された。

平成21年7月17日、違反の一部の改修を現地を確認する。

改修されたのは、新たに危険物取扱者の雇用、ガソリンタンクに灯油注入使用の停止、消火設備を改修、施設敷地内の整理整頓を行うなどの改修が進められた。

違反の危険性、緊急性等を検討した結果、改修等に係る誠意が認められるとして、この時点での違反処理への移行を留保し、行政指導の継続を決める。

約1年が経過した平成22年7月12日、継続的指導を実施するため、当該施設を外観より確認すると、計量機の電気配線が無許可で変更されている事実を確認する。

平成21年に見分した無許可変更の事実、改修を予定していた違反が履行されていない可能性が極めて高く、違反が悪質と判断し、違反処理を前提とした今後の指導方針を決定する。

指導方針は、今回の無許可変更について、A社に対し重大な消防法違反であることを認識させ、自主的に施設の使用を停止させる。

任意に使用を停止しない場合は、消防法第11条第1項違反として、法第12条の2により使用停止命令を発することを前提に、法第11条の5の基準適合命令の警告を行い、不履行の場合は使用停止命令を行うこととした。

消防本部としては、関係者に対して、まずは行政指導を先行させ、違反処理の準備も同時に行うこととした。

名宛人の特定を行うために、平成22年7月13日、登記事項証明書及びA社の商業登記証明書入手した。

入手した登記簿によると土地の所有について、立入検査時の口頭による調査では、当該施設の所有者はA社と説明を受けていたが、既に所有権が移転し、B社の所有となっていた事実を確認する。

法人の代表取締役についても、口頭で聴取したA社の代表取締役と異なり、妻の名義に変更されていた。

事実関係を所有者であるB社に確認すると、当該施設をA社に管理、占有させており、消防法違反があるならば、是正に全面的に協力すると回答を得る。

平成22年7月16日、当該施設に対しA社代表取締役立会いで立入検査と違反事実認定のため実況見分を実施する。その結果をA社に対して通知するとともにB社にも通知した。

この時点での違反内容は、危険物保安監督者の未選任、計量機の電気配線の無許可変更、定期点検の未実施、静電気除去設備の未設置であった。



無許可で電気配線を敷設し、技術基準にも適合していないなどの違反事実(平成22年7月実況見分時)

施設は、既に自主的に使用を停止している状態であり、行政指導のみで、施設の使用を停止させるという当初の方針は達成することができた。

平成22年8月18日、A社代表取締役を来庁させ、当該施設の無許可変更等の危険性及び違法性を説明した。違反事項について、期限までに改修計画書の提出を指示する。

また、改修計画が履行されない場合は、警告書

を交付し、その後、直ちに命令による上位の違反処理を行うことも通知し、この違反事実に関し、登記上の所有者B社にも通知していることを伝えた。

平成22年8月23日、A社より改修計画書が提出される。

平成22年11月5日、変更許可申請受理、同16日完成検査を実施。

平成22年11月27日、地下貯蔵タンク及び埋設配管部分の気密検査を実施し、結果の報告を受け違反内容のすべてが是正されたことを確認する。

(3)違反事実の概要

平成21年6月4日、危険物取扱者の不在、保安監督者の未選任、定期点検の未実施、消火設備の未設置、静電気除去設備の未設置、不要な物件の存置等の貯蔵取扱いの基準違反、油種変更(ガソリンから灯油)

平成22年7月16日、無許可変更(計量機の電気配線を転がし配線に変更)、危険物保安監督者



❌ 違反是正

(4)違反是正指導の経緯

年月日	処理区分	経過欄
H21.6.4 H21.6.9 H21.6.30	立入検査実施 立入検査結果通知 改修状況の確認	多数の違反事実が判明 期限をH22.6.28とする。 改修計画書が未提出のため現地確認し(未是正) H22.7.7 までに再提出を指示する。
H21.7.8 H21.7.16 H21.7.17	違反事実認定のため実況 見分を実施 改修計画書の提出 改修状況の確認	悪質な違反と判断し、実況見分を実施して改修計画書の提 出を指示する。 改修計画書がFAXで送付される。 改修計画どおり、免状所有者の雇用、灯油使用の中止、消火 設備の設置、施設内の整理整頓を確認
H22.7.12	無許可変更の把握	無許可変更(計量機の電気配線の変更)を施設外から目視で 確認 悪質な違反のため、行政指導の継続と違反処理の準備 登記事項証明書により、所有権の移転を確認する。
H22.7.13	名宛人の特定	違反処理に向けた実況見分を実施する。 A社の自主的な使用停止を確認
H22.7.16	立入検査と違反事実認定 のため実況見分を同時に 実施	違反の事実をA社、B社に通知する。 改修計画書の提出期限をH22.8.20とする。 A社代表取締役が違法性を認める。違反が是正されない場 合は、警告書を交付し違反処理を行う旨通知する。
H22.8.18	A社代表者来庁	A社代表取締役が改修計画書を持参する。 違反事項の変更許可申請を受け、H22.11.16完成検査を 実施
H22.8.23	改修計画書の提出	地下貯蔵タンク及び埋設配管部分の気密検査を実施し、す べての違反が是正される。
H22.11.5 H22.11.27	変更の許可申請 気密検査の実施	

の未選任、定期点検の未実施、静電気除去設備の
未設置

平成22年11月27日、違反事項の改修完了

(5)問題点と教訓

①適正な名宛人の特定

今回の違反是正では、名宛人特定の際、相手側(占
有者)の所有権が変更していることが判明し、登記
上の所有者の協力が是正のポイントとなった。

違反処理では、危険物の設置者に対してなすべ
きものではあるが、所有者への働きかけが是正へ
の大きな足掛かりとなった。

②違反処理の必要性

行政指導のみで重大違反事項が改修されずに、
火災、漏えい等が発生した場合、消防の不作为を
問われる可能性もあることから、警告等のタイミ
ングを逸さない違反処理の必要性を痛感した。

おわりに

今回は、関係者が自主的に改修し、行政指導の
みで違反が是正された事例です。

市民は、危険物施設や防火対象物の安全確保に
ついて、我々消防に対して絶対的な信頼を寄せて
おり、不適切な施設があれば、強力かつ迅速に指
導することを期待しています。

我々は、その信頼に必ず応える義務を負ってい
ると考えています。

当消防本部としては、違反状態が長期に及ぶ場
合や、その違反により市民の安全が担保できなく
なるおそれがある場合、時機を逸することなく「違
反是正アドバイザー制度」等を利用して違反処理
を行うべきだと考えています。

今回の事例が、全国の中小規模消防本部の抱え
る問題解決の一助となれば幸いです。